

工事書類の簡素化について

(令和6年4月より)

○目的

受注者が作成する工事完成図書の書類を削減（簡素化）するとともに、検査時に検査員が確認する書類を明確化することにより、受発注者双方の働き方改革を推進するもの。

○改定内容

①土木工事で実施している「工事完成図書の簡素化」対象工事を設計金額 500 万円未満から 1,000 万円未満に変更する。

(別添 1 「土木工事における工事完成図書の簡素化について」参照)

②工事書類と確認者（監督員及び検査員）の明確化を図るもの。

(別添 2 「土木工事書類簡素化」及び別添 3 「営繕工事書類簡素化」参照)

○適用日

令和6年4月1日

土木工事における工事完成図書の簡素化について

本市発注の土木工事における工事完成図書を簡素化することにより、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

1 対象工事

設計金額250万円を超え1000万円未満の土木工事とし、工事完成図書の簡素化に関する特記仕様書に明示するものとする。

2 簡素化の対象となる工事完成図書

相模原市土木工事共通仕様書第Ⅰ編共通編1-1-4「施工計画書」に定める記載内容及び相模原市土木工事共通仕様書第Ⅰ編共通編1-1-23「施工管理」8. 記録及び関係書類を簡素化する。

また、工期が60日未満の工事については相模原市土木工事共通仕様書第Ⅰ編共通編1-1-24「履行報告」の提出を不要とする。

「施工計画書」及び「出来形、品質管理資料」の取扱いを以下のとおりとする。

(1) 施工計画書の記載事項は以下のものとする。

- ①計画工程表
- ②安全管理
 - ア. 安全衛生管理計画（組織表のみ）
 - イ. 免許・資格等一覧表
- ③施工方法
- ④施工管理計画
- ⑤緊急時の体制及び対応
- ⑥交通管理及び道路使用許可書の添付

(2) 出来形管理資料の取扱いは以下のとおりとする。

施工管理の出来形寸法の管理においては、寸法の測定を定められた密度で実施し、出来形管理写真として整理する。（出来形管

理表、出来形管理図表の作成は省略。)

(3) 工事材料の品質管理資料については、監督員の検査(確認を含む)を受けて使用すべきものと指定された場合に提出する。

3 適用

平成26年4月1日以降に発注する工事より適用する。

既に発注済みの工事において受注者と協議の上、簡素化を実施する場合は、工事打合せ書により指示するものとする。

4 その他

250万円以下の土木工事においては、本要領の主旨を勘案し、工事管理に支障のない範囲で準拠するものとする。

平成21年5月11日 施行

平成26年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

土木工事書類簡素化

【工事書類削除対象】(土木工事全部が対象)

土木工事に関する工事書類の受注者から監督員への書類提出及び
検査員の書類確認要否

書類名	監督員	検査員	備考
施工計画書	提出	監督員所持書類を 確認	※1
設計図書の照査	提出	確認	
工事打合せ書	提出	監督員所持書類を 確認	
施工体制台帳	提出	確認	必要に応じて受注者所持書 類も確認 ※2
段階確認関係書類	提出	確認	
指定材料以外の材料検査	検査不要	確認不要	※3
出来形管理書類	提出	確認	
品質管理書類	提出	確認	
品質証明書類	提出	確認	※4
指定以外材料承諾書類	提出不要	確認	提出不要であるが、施工計 画書に規格等を明記 ※5
週間工程表	工事担当課判断	確認不要	
マニフェスト	提示(原本確認)	原本確認	※6
安全関係書類	提示	確認不要	
工事写真	提出	確認	
工事実績登録システム	提出	確認不要	
建設業退職金共済制度	提出	確認不要	
特殊車両通行許可	提出	確認不要	

※提出とは、受注者が作成した監督員用の書類を受理すること

※提示とは、受注者が所持している原本書類を確認すること

※1 施工計画書

数量のわずかな増減等の軽微な変更（工期末の精算変更）で施工計画に大きく影響しない場合には、変更施工計画書の作成を不要とする。

※2 施工体制台帳

▶添付書類を明確化【作成が不要な書類】

※受注者では保管

- ・建設業許可や警備業認定書の写し
- ・請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し（下請）
- ・監理技術者などの技術者届の写し（下請）
- ・見積依頼書の添付図面
- ・技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- ・外国人就労者関係の書類（外国人建設修了者等建設現場入場者届）
- ・作業員名簿の資格等の写し

※3 材料確認

- ・設計図書（共通仕様書、特記仕様書等）で「確認を受けること」と指定された材料以外は、不要
- ・材料検査申請書の提出（指定された材料のみ）

※4 品質証明

品質証明書に付随して添付している試験成績報告書や製品カタログ等を不要とする

※5 材料承認

- ・設計図書（共通仕様書、特記仕様書等）で「承認を受けること」と指定された材料のみ提出
- ・施工計画書で使用材料一覧に「使用メーカー」と「規格」を記載

※6 マニフェスト

原本の提示のみで、コピーの提出は不要

営繕工事書類簡素化

【工事書類削除対象】(営繕工事全部が対象)

営繕工事に関する工事書類の受注者から監督員への書類提出及び
検査員の書類確認要否

書類名	監督員	検査員	備考
施工計画書	提出	監督員所持書類を 確認	
工事打合せ書	提出	監督員所持書類を 確認	
施工体制台帳	提出	監督員所持書類を 確認	
一工程の施工の確認書類	提出	監督員所持書類を 確認	
指定材料以外の材料確認	写真(電子)提出	写真(電子)を確認	
出来形管理書類	提出	確認	
品質管理書類	提出	確認	
品質証明書類	提出	確認	
材料承諾書類	提出	監督員所持書類を 確認	
週間工程表	工事担当課判断	確認不要	
マニフェスト	提示	提示	
安全関係書類	提示	確認不要	
工事写真	提出	電子納品を確認	
工事实績登録システム	提出	確認不要	
建設業退職金共済制度	提出	確認不要	

※提出とは、受注者が作成した監督員用の書類を受理すること

※提示とは、受注者が所持している原本書類を確認すること